

小川町建設工事一般競争入札（事後審査型）要綱

平成19年7月30日  
告示第90号

（趣旨）

第1条 この告示は、町が発注する建設工事の請負契約に係る一般競争入札において、入札参加資格の審査を入札執行後に行う方式（以下「事後審査型入札」という。）を施行するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

（対象工事）

第2条 事後審査型入札の対象とする工事は、一般競争入札に付する工事で、入札参加資格の審査を入札執行後に行う工事として町長が指定したものとする。

（参加資格）

第3条 入札に参加する者に必要な資格（以下「参加資格」という。）は、次に定めるとおりとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 小川町入札参加資格者名簿に対象工事に対応する業種で掲載されている者であること。
- (3) 小川町指名停止等措置要綱（平成28年4月1日町長決裁。以下「指名停止要綱」という。）に基づく指名停止措置を公告日から入札日までの期間に受けていない者であること。
- (4) 小川町の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成19年1月31日町長決裁）に基づく指名除外措置を公告日から入札日までの期間に受けていない者であること。

2 前項に定めるもののほか、必要があるときは、次に定める事項に係る参加資格を定めることができるものとする。

- (1) 対象工事に対応する業種の発注標準額の業者区分
- (2) 対象工事に対応する業種についての経営事項審査の総合評定値の区分
- (3) 建設業法（昭和24年法律第100号）に基づく許可を受けた営業所の所在地
- (4) 一定基準を満たす同種又は類似の工事の施工実績
- (5) 当該工事に配置予定の技術者

(6) 電子署名及び認証業務に関する法律施行規則（平成13年総務省・法務省・経済産業省令第2号）第13条第1項第1号の電子証明書を取得し、埼玉県電子入札共同システム（以下「電子入札システム」という。）を利用するための利用者登録が完了している者であること。

(7) その他必要と認める事項  
（公告内容等の決定）

第4条 町長は、小川町入札参加資格審査委員会（小川町請負業者等指名委員会をもってこれに代えることができる。）に諮り、前条に定める参加資格のほか公告の内容等を決定するものとする。

（入札の公告）

第5条 入札の公告は、小川町建設工事一般競争入札（事後審査型）公告（様式第1号又は様式第1号の2）を告示することにより行うものとする。

（入札参加）

第6条 入札に参加を希望する単体企業及び経常建設工事共同企業体（以下「単体等」という。）並びに特定建設工事共同企業体（以下「参加希望者」という。）は、一般競争入札参加申請書（単体等にあつては様式第2号、特定建設工事共同企業体にあつては様式第3号。以下「参加申請書」という。）を町長に提出しなければならない。

2 前項の参加申請書を提出し、收受印の押された参加申請書の写しの交付を受けた者は、入札に参加することができる。

3 電子入札参加希望者は、電子入札システムにおいて当該入札案件に対し「競争参加資格確認申請書」を提出することにより、入札参加の意思を表示するものとする。

4 前項の競争参加資格確認申請書を提出し、電子入札システムにおいて自動発行される競争参加資格確認申請書受付票を確認した者は、入札に参加することができる。

（現場説明会）

第7条 現場説明会は、原則として開催しないものとする。

（設計図書等）

第8条 設計図面、設計書、仕様書、特記仕様書及び契約書案は、参加希望者に貸与、配布（有償又は無償）又は電子入札システムに掲載するものとする。

2 ある参加希望者からの質問及びその回答は、全ての参加希望者に周知するものとする。

(入札保証金)

第9条 入札保証金の納付及び減免については、小川町契約規則（昭和39年規則第1号。以下「契約規則」という。）第4条及び第7条の規定によるものとする。

2 入札保証金は、入札の終了後、請求書（様式第4号）に基づき、これを還付するものとする。ただし、落札者の入札保証金は、落札者について納付すべき契約保証金があるときは、これに充当するものとする。

3 落札者が契約を締結しないときは、その者に係る入札保証金（その納付に代えて提供された担保を含む。）は、地方自治法（昭和22年法律第67号。）第234条第4項の規定に基づき、町に帰属するものとする。

(入札金額見積内訳書)

第10条 入札参加者から、初度入札時に入札金額見積内訳書の提出を求めるものとする。

(入札の執行)

第11条 入札公告等で指示がある場合を除き、入札参加者の数が1者であるときは、入札を執行しないものとする。ただし、次の各号のいずれかに掲げるときに、入札参加者が1者になった場合はこの限りでない。

(1) 再度入札のとき。

(2) 入札参加資格の審査の結果、参加資格を満たしていない者がした入札を無効としたとき。

(3) 一抜け方式を適用した入札において、先に開札した入札の落札者がした当該入札への入札を無効としたとき。

2 再度入札は原則として2回までとする。

(不調時の取扱い)

第12条 再度入札によっても、予定価格の制限の範囲内で入札を行った者又は予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の入札を行った者（以下「落札候補者」という。）がない場合は、日時を改めて一般競争入札に付するものとする。ただし、一般競争入札に付することができないときは、随意契約によることができるものとする。

2 前項による随意契約は、当該入札参加者の中から希望する者にその旨を告知し

て行うものとする。

(入札の辞退)

第13条 参加希望者は、参加申請書を提出後であっても、入札を辞退することができる。この場合、書面により、その意思を表示しなければならない。ただし、電子入札の辞退は、小川町公共工事等電子入札運用基準に基づき、取り扱うものとする。

(入札の無効)

第14条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 参加資格のない者がした入札
- (2) 参加資格審査のために町長が行う指示に落札候補者が従わないときにおける当該落札候補者のした入札
- (3) 所定の入札保証金を納付しない者又は納付した入札保証金の額が所定の率による額に達しない者がした入札
- (4) 入札者の押印のない入札書による入札
- (5) 記載事項を訂正した場合（金額の訂正は無効）においては、その個所に押印のない入札書による入札
- (6) 押印された印影が明らかでない入札書による入札
- (7) 記載すべき事項の記入のない入札書又は記入した事項が明らかでない入札書による入札
- (8) 代理人で委任状を提出しない者がした入札
- (9) 他者の代理を兼ねた者がした入札
- (10) 2通以上の入札書を提出した者がした入札又は2以上の者の代理をした者がした入札
- (11) 郵便、電報、電話及びファクシミリによる入札
- (12) 明らかに連合（談合）によると認められる入札
- (13) 虚偽の参加申請書又は一般競争入札参加資格等確認申請書を提出した者がした入札
- (14) 入札書に記載された金額が入札金額見積内訳書の税抜合計額と異なる（1万円未満の端数処理と認められる場合を除く。）入札
- (15) 入札金額見積内訳書に不備のあった入札
- (16) 電子証明書を不正に使用した者がした入札

(17) 電子入札において、紙による入札書の提出を認められた者がした第4号から第10号に掲げる入札

(18) その他公告に示す事項に反した者がした入札  
(落札決定の保留)

第15条 町長は、落札候補者があるときは、落札候補者の入札参加資格を審査するため、落札決定を保留する。

(参加資格の審査に必要な書類の提出)

第16条 町長は、落札候補者のうち最低の価格をもって入札を行った者(以下「第一順位の落札候補者」という。)に対し、速やかに落札候補者通知書(様式第5号)により次項に定める書類の提出を求めるものとする。

2 第一順位の落札候補者は、参加資格の有無及び契約保証金の取扱いを確認するため、一般競争入札参加資格等確認申請書(単体等にあつては様式第6号、特定建設工事共同企業体にあつては様式第7号。以下「確認申請書」という。)に一般競争入札参加資格等確認資料(単体等にあつては様式第8号、特定建設工事共同企業体にあつては様式第9号。以下「確認資料」という。)及び特定建設工事共同企業体にあつては特定建設工事共同企業体協定書を添えて、町長に提出しなければならない。

3 契約規則第17条第1項第3号に基づき契約保証金の納付の減免を希望する第一順位の落札候補者は、該当建設工事の請負契約書、工事完成検査結果通知その他の履行を証明するものの写し(単体等にあつてはその単体等が、また、特定建設工事共同企業体にあつてはその代表構成員となる者が、単体等又は特定建設工事共同企業体の代表構成員として工事を請け負った実績に限る。)を確認資料に添付しなければならない。

4 前2項の書類は、第1項の規定により提出を求めた日の翌日から起算して原則として2日(日曜日、土曜日、休日及び年末年始(以下「休日」という。))を除く。)以内に持参により提出しなければならないものとする。

5 第一順位の落札候補者が前項の規定による提出期限内に参加資格の審査に必要な書類を提出しないとき、又は参加資格の審査のために町長が行う指示に従わないときは、当該落札候補者のした入札は無効とする。

6 前項に規定する場合において、当該落札候補者の行為が悪質であると町長が認めるときは、指名停止要綱に基づく指名停止措置を講ずるものとする。

(参加資格の審査)

第17条 町長は、参加資格要件に基づき、第一順位の落札候補者が当該要件を満たしているか否かの審査を行い、審査の結果、当該落札候補者が当該要件を満たしていない場合には、次に低い価格を提示した落札候補者（以下「次順位の落札候補者」という。）について審査を行う。この場合において、前条の規定は、次順位の落札候補者について準用する。

2 町長は、入札価格の低い順に落札候補者について順次審査を行い、参加資格を満たす者が確認できるまで審査を行うものとする。

3 同額の入札を行った落札候補者がいる場合には、くじにより審査の順序を決定する。

4 第1項の審査は、入札書、入札金額見積内訳書、確認資料等により行うものとする。

5 参加資格の審査は、前条第4項に規定する参加資格の審査に必要な書類の提出期限の日の翌日から起算して原則として3日（休日を除く。）以内に行わなければならない。ただし、参加資格の審査に疑義が生じた場合は、この限りでない。

6 参加資格の審査は、一般競争入札参加資格審査結果調書（様式第10号）により取りまとめ、確認資料等とともに保存するものとする。

(落札者の決定又は入札参加資格不適合者の決定)

第18条 町長は、前条の審査の結果、参加資格を満たすことが確認された落札候補者を落札者として決定し、電話及び一般競争入札参加資格確認通知書（様式第11号）により連絡及び通知するものとする。

2 町長は、落札候補者が参加資格を満たしていないことを確認したときは、当該落札候補者に対して一般競争入札参加資格不適合通知書（様式第12号）により通知するものとする。

3 落札決定までに、落札候補者が参加資格要件を満たさなくなったときは、当該落札候補者は、参加資格を満たさないものとする。

(参加資格を満たさないと認めた者に対する理由の説明)

第19条 入札参加資格不適合通知書を受け取った者は、参加資格を満たさないとされたことに不服があるときは、当該通知書を受け取った日の翌日から起算して5日（休日を除く。）以内に、町長に対して参加資格を満たさないとされた理由について説明を求めることができる。

- 2 参加資格を満たさないとされた者が前項の説明を求めるときは、不服申出書(様式第13号)を持参又は郵送することにより行うものとする。
- 3 町長は、第1項の説明を求められたときは、不服申出書を提出された日の翌日から起算して原則として5日(休日を除く。)以内に、回答書(様式第14号)により回答するものとする。
- 4 当該不服の申出は、前条第1項の事務の執行を妨げないものとする。

(契約保証金)

第20条 契約保証金の納付及び減免については、契約規則第16条及び第17条の規定によるものとする。

- 2 契約保証金は、契約上の義務の履行後、請求書(様式第4号)に基づき、これを還付するものとする。
- 3 契約の相手方が契約上の義務を履行しないときは、その者に係る契約保証金(その納付に代えて提供された担保を含む。)は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の2第2項の規定により、町に帰属するものとする。

(その他)

第21条 この告示に定めがない事項は、一般競争入札及び指名競争入札に関する諸規程及び小川町公共工事等電子入札運用基準の例によるものとする。

附 則

この告示は、平成19年8月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この告示は、平成29年7月1日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、平成29年6月30日までに入札公告をしたものについては、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和2年5月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日前に入札公告をしたものについては、なお従前の例による。



## 様式第1号（第5条関係）

### 小川町建設工事一般競争入札（事後審査型）公告

工事について、下記のとおり一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。なお、本公告に記載のない事項については、小川町建設工事一般競争入札（事後審査型）要綱の規定によるものとする。

年 月 日

小川町長

#### 記

#### 1 入札対象工事

(1) 工 事 名

(2) 工事場所

(3) 工事期間

契約確定の日から 日間（ 年 月 日頃まで）

(4) 工事概要

ア 目的

イ 規模及び構造

ウ 基礎形式及び施工方法

エ 概要図

別に配布する工事概要図のとおり

(5) 主要資材

#### 2 入札手続きの方法等

本件入札は、資料の提出、届出及び入札を紙により行う。

#### 3 入札の場所及び日時

(1) 入札場所

(2) 日 時

年 月 日 午（前・後） 時 分

4 入札に参加する者に必要な資格等

(1) 形態

(2) 登録業種等

ア 年度小川町指名参加業者名簿に対象工事に対応する業種で掲載されている者

(3) 配置する技術者

ア 主任技術者または監理技術者の資格を有する者をこの工事の全工期に専任で配置できること。

イ 入札申込日以前の3か月前から恒久的に雇用している者。（事後審査書類提出時に健康保険証の写し等により確認）

(4) 実績等

(5) 次のいずれかに該当しない者であること。

ア 施行令第167条の4の規定に該当する。

イ この案件の公告日から入札日までの期間に小川町指名停止等措置要綱及び小川町の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱に基づく指名停止措置を受けている者

ウ 会社更生法（平成14年法律154号）に基づく更正手続開始の申立てがされている者又は民事再生法（平成11年法律225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者。ただし、裁判所からの更正又は再生手続開始の決定を受けているものを除く。

(6) 社会保険等

公告日において健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の全てに適法に加入していること。

5 一般競争入札参加申請書の提出

入札の参加を希望する者は、次に示す期間内に一般競争入札参加申請書（以下「参加申請書」という。）を提出する。参加申請書は、小川町のホームページよりダウンロードすること。

(1) 提出先

小川町 課 担当

(2) 受付期間

年 月 日 ( ) から 年 月 日 ( ) まで

(日曜日、土曜日及び祝日を除く。)

(3) 受付時刻

時から 時まで

(4) その他

ア 参加申請書を提出し、收受印の押された参加申請書の写しを交付する。

入札時に持参すること。

イ 明らかに入札参加資格がないと認められるときは、参加申請書を受理しない。

6 設計図書等

設計図面、設計書、仕様書、特記仕様書及び契約書案（以下「設計図書等」という。）  
は、次のとおり貸与する／配布する。（有償／無償）

(1) 貸与（配布）場所

(2) 貸与（配布）期間

年 月 日 ( ) から 年 月 日 ( ) まで

(日曜日、土曜日及び祝日を除く。)

(3) 受付時刻

時から 時まで

(4) 返却方法（貸与による場合）

7 設計図書等に関する質問

設計図書等に関して質問がある場合は次のとおり、質問書を（持参／FAX）により  
提出しなければならない。

(1) 提出先

(2) 受付期間

年 月 日 ( ) から 年 月 日 ( ) まで

(日曜日、土曜日及び祝日を除く。)

(3) 受付時刻（持参による場合）

時から 時まで

(4) 質問に対する回答

質問に対する回答は、次のとおり（掲示／通知／配布）する。

ア 掲示場所（配布場所）

イ 掲示期間（通知日／配布期間）

年 月 日（から 年 月 日（ ）まで

（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）

8 現場説明会

次のとおり開催する。／開催しない。

(1) 開催場所

(2) 開催日時 年 月 日 午（前・後） 時 分

9 入札保証金

(1) 入札に参加しようとする者は、見積った契約希望金額（入札書に記載する金額（見積った契約希望金額の110分の100に相当する金額）ではないので注意すること。）の100分の5以上（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げた金額）入札保証金を納付しなければならない。

(2) 納付方法

参加申請書提出時に配布する納付書兼領収書等により、指定金融機関、指定代理金融機関又は収納代理金融機関に払い込むこと。

(3) 納付期限 年 月 日

(4) 小川町契約規則（昭和39年規則第1号）第7条の規定により納付をさせないことができる。

(5) 入札保証金は、入札の終了後、入札に参加した者から請求書の提出を受けることにより、還付する。ただし、落札者の入札保証金は、落札者について納付する必要がある契約保証金があるときは、これに充当する。

なお、落札者がその責に帰すべき理由により契約を締結しないときの入札保証金は、町に帰属するものとする。

10 最低制限価格

設定する。(最低制限価格未満の入札をした者は、この入札におけるそれ以降の入札に参加できない。) / 設定しない。

## 1.1 入札に関する注意事項

### (1) 入札参加資格者の確認

- ア 收受印のある参加申請書の写しを持参すること。
- イ 入札参加資格者の確認を受けた者であっても、入札時点において参加資格がない者は、入札に参加できない。
- ウ 入札に参加する者の数が1者であるときは、入札を執行しない。

### (2) 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税にかかる課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

### (3) 提出書類

- ア 入札金額見積内訳書並びに入札保証金を納付すべき者にあつては、その納付書兼領収書又は入札保証保険証券を、初度入札時に入札書とともに提出すること。
- イ 落札者以外の入札保証金は入札後に還付するので、納付書兼領収書等により入札保証金を納付した者は、あらかじめ、振込先、口座番号等を記載した請求書を用意すること。
- ウ 代理人をして入札する場合は、委任状を提出すること。

### (4) 入札回数

- ア 再度入札は2回までとする。
- イ 初度入札に参加しない者は、再度入札に参加することができない。

### (5) 入札の辞退

入札参加申請書を提出後であっても、入札を辞退することができる。この場合、書面により、その意思を表示しなければならない。

### (6) 独占禁止法等関係法令の遵守

入札に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に違反する行為を行ってはならない。

(7) その他

- ア この公告に示す入札の日時に遅刻した者は、入札に参加できない。
- イ 一度提出した入札書を書換え、引換え又は撤回をすることはできない。
- ウ 落札候補者とすべき同額の入札をした者が2者以上いるときは、直ちに当該入札参加者にくじを引かせ、落札候補者を決定する。この場合、当該入札者は、くじを辞退することはできない。

1 2 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する資格のない者がした入札
- (2) 参加資格審査のために町長が行う指示に落札候補者が従わないときにおける当該落札候補者のした入札
- (3) 所定の入札保証金を納付しない者又は納付した入札保証金の額が所定の率による額に達しない者がした入札
- (4) 入札者の押印のない入札書による入札
- (5) 記載事項を訂正した場合（金額の訂正は無効）においては、その個所に押印のない入札書による入札
- (6) 押印された印影が明らかでない入札書による入札
- (7) 記載すべき事項の記入のない入札書又は記入した事項が明らかでない入札書による入札
- (8) 代理人で委任状を提出しない者がした入札
- (9) 他者の代理を兼ねた者がした入札
- (10) 2通以上の入札書を提出した者がした入札又は2以上の者の代理をした者がした入札
- (11) 郵便、電報、電話及びファクシミリによる入札
- (12) 明らかに連合（談合）によると認められる入札
- (13) 虚偽の参加申請書を提出した者がした入札
- (14) 入札書に記載された金額が入札金額見積内訳書の税抜合計額と異なる（1万円未満の端数処理と認められる場合を除く。）入札
- (15) 入札金額見積内訳書に不備のあった入札
- (16) その他公告に示す事項に反した者がした入札

### 1 3 入札参加資格の有無の確認

開札後、落札候補者となった者は、参加資格確認に必要な資料を指示された日の翌日から起算して、2日以内に提出し、入札参加資格の有無の確認を受けなければならない。

### 1 4 入札参加資格の確認通知

- (1) 入札参加資格の確認結果は、電話及び通知書により連絡及び通知する。
- (2) 入札参加資格がある旨の確認通知には、契約保証金の納付について示す。
- (3) 入札参加資格がない旨の確認通知には、その理由を示す。

### 1 5 契約の時期

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年3月19日条例第2号）の定めるところにより、議会の議決に付さなければならない契約については、建設工事請負仮契約書を取りかわし、町議会の議決後に本契約を締結する。

### 1 6 契約保証金

- (1) 落札者は契約金額の100分の10以上（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げた金額）の契約保証金（入札保証金を納付したときは、その差額）を納付しなければならない。
- (2) 契約保証金の納付については、保証会社との間に小川町を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、その保険証券を提出した者は、免除する。
- (3) 契約保証金は、契約の履行後、契約者から請求書の提出を受けることにより、還付する。ただし、請負者がその責に帰すべき理由により契約上の義務を履行しないときの契約保証金は、町に帰属するものとする。

### 1 7 支払条件

#### (1) 前金払

する。（その額は契約金額の40%以内とし、1万円未満の端数は切り捨てる。ただし、継続事業にあつては、その年割額の40%以内とする。）／しない。

#### (2) 中間前金払

する。（その額は契約金額の20%以内とし、1万円未満の端数は切り捨てる。ただし、

継続事業にあつては、その年割額の20%以内とする。) /しない。

(3) 部分払

する。( 回以内) /しない。

18 その他

- (1) 落札者は、確認資料に記載した配置予定技術者を当該工事の現場に専任で配置すること。
- (2) 入札参加者は、入札後、この公告、設計図書等、現場等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

19 問い合わせ

- (1) 問い合わせ先
- (2) 電話番号



## 様式第1号の2（第5条関係）

### 小川町建設工事一般競争入札（事後審査型）公告

工事について、下記のとおり一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。なお、本公告に記載のない事項については、小川町建設工事一般競争入札（事後審査型）要綱の規定によるものとする。

年 月 日

小川町長

#### 記

#### 1 入札対象工事

(1) 工 事 名

(2) 工事場所

(3) 工事期間

契約確定の日から 日間（ 年 月 日頃まで）

(4) 工事概要

ア 目的

イ 規模及び構造

ウ 基礎形式及び施工方法

エ 概要図

別に配布する工事概要図のとおり

(5) 主要資材

#### 2 入札手続きの方法等

本件入札は、小川町公共工事等電子入札運用基準に基づき、資料の提出、届出及び入札を埼玉県電子入札共同システム（以下、電子入札システムという。）により行う。ただし、資料等の提出方法に別途定めがある場合は当該方法による。

### 3 入札書の提出期間及び開札日時

#### (1) 入札書の提出期間

年 月 日 午（前・後） 時 分から  
年 月 日 午（前・後） 時 分まで

#### (2) 開札日時

年 月 日 午（前・後） 時 分

### 4 入札に参加する者に必要な資格等

#### (1) 形態

#### (2) 登録業種等

ア ・ 年度小川町指名参加業者名簿に対象工事に対応する業種で登載されている者

#### (3) 配置する技術者

ア 主任技術者または監理技術者の資格を有する者をこの工事の全工期に専任で配置できること。

イ 入札申込日以前の3か月前から恒久的に雇用している者。（事後審査書類提出時に健康保険証の写し等により確認）

#### (4) 実績等

#### (5) 次のいずれかに該当しない者であること。

ア 施行令第167条の4の規定に該当する。

イ この案件の公告日から入札日までの期間に小川町指名停止等措置要綱及び小川町の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱に基づく指名停止措置を受けている者

ウ 会社更生法（平成14年法律154号）に基づく更正手続開始の申立てがされている者又は民事再生法（平成11年法律225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者。ただし、裁判所からの更正又は再生手続開始の決定を受けているものを除く。

#### (6) 社会保険等

公告日において健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の全てに適法に加入していること。

#### (7) 電子証明について

電子入札システムを利用して行う入札のため、電子入札システムで利用可能な電子証明書を取得し、電子入札システムの利用者登録が完了していること。ただし、小川町が紙による入札を認めた場合はこの限りではない。

## 5 競争参加資格確認申請書の提出

### (1) 配布日

年 月 日 午（前・後） 時 分から

### (2) 申請締切日

年 月 日 午（前・後） 時 分まで

### (3) 受付時刻

時から 時まで

入札参加を希望する者は、上に示す期間内にシステムの競争参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）を提出すること。ただし、社名や代表者の変更により電子証明書の情報の変更（再取得）が間に合わない場合など、やむを得ない理由がある場合は、小川町公共工事等電子入札運用基準に基づき「紙入札方式参加申請書」（様式1）を、競争参加資格確認申請書の申請締切日までに町に紙媒体で提出して承認を得ること。

## 6 設計図書等

設計図面、設計書、仕様書、特記仕様書及び契約書案（以下「設計図書等」という。）は、電子入札システムのうち、入札情報公開システムにより掲載する。

## 7 設計図書等に関する質問

設計図書等に関して質問がある場合は次のとおり、質問書を電子メールにより提出しなければならない。

### (1) 受付期間

年 月 日 午（前・後） 時 分から

年 月 日 午（前・後） 時 分まで

### (2) 提出方法

電子メールによる。電子メールアドレス . . . . .@ . . . . .

### (3) 質問に対する回答

ア 掲示場所

質問に対する回答はシステムに掲載する。

イ 掲示日

年 月 日 ( )

## 8 現場説明会

次のとおり開催する。／開催しない。

(1) 開催場所

(2) 開催日時 年 月 日 午(前・後) 時 分

## 9 入札保証金

(1) 入札に参加しようとする者は、見積った契約希望金額(入札書に記載する金額(見積った契約希望金額の110分の100に相当する金額)ではないので注意すること。)の100分の5以上(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げた金額)入札保証金を納付しなければならない。

(2) 納付方法

参加申請書提出時に配布する納付書兼領収書等により、指定金融機関、指定代理金融機関又は収納代理金融機関に払い込むこと。

(3) 納付期限 年 月 日

(4) 小川町契約規則(昭和39年規則第1号)第7条の規定により納付をさせないことができる。

(5) 入札保証金は、入札の終了後、入札に参加した者から請求書の提出を受けることにより、還付する。ただし、落札者の入札保証金は、落札者について納付する必要がある契約保証金があるときは、これに充当する。

なお、落札者がその責に帰すべき理由により契約を締結しないときの入札保証金は、町に帰属するものとする。

## 10 最低制限価格

設定する。(最低制限価格未満の入札をした者は、この入札におけるそれ以降の入札に参加できない。)／設定しない。

## 11 入札に関する注意事項

(1) 入札参加資格者の確認

ア 電子入札システム上で競争参加資格確認申請書受付票を受領した者であっても、開札日時時点において参加資格がない者は、入札に参加できない。

イ 入札に参加する者の数が1者であるときは、入札を執行しない。

(2) 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税にかかる課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 提出書類

ア 発注者が様式を指定した入札金額見積内訳書（必要事項を記入したもの）を電子入札システムによる初度入札の入札書提出の際に添付すること。

イ 落札者以外の入札保証金は入札後に還付するので、納付書兼領収書等により入札保証金を納付した者は、あらかじめ、振込先、口座番号等を記載した請求書を用意すること。

(4) 入札回数

ア 再度入札は2回までとする。

イ 初度入札に参加しない者は、再度入札に参加することができない。

(5) 入札の辞退

入札の辞退は、小川町公共工事等電子入札運用基準に基づき、原則としてシステムにより行うものとする。

(6) 独占禁止法等関係法令の遵守

入札に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に違反する行為を行ってはならない。

(7) その他

ア 一度提出した入札書を書換え、引換え又は撤回をすることはできない。

イ 落札候補者とすべき同額の入札をした者が2者以上いるときは、電子入札システムのくじにより落札候補者を決定する。この場合、当該入札者は、くじを辞退することはできない。

## 1 2 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する資格のない者がした入札
- (2) 参加資格審査のために町長が行う指示に落札候補者が従わないときにおける当該落札候補者のした入札
- (3) 所定の入札保証金を納付しない者又は納付した入札保証金の額が所定の率による額に達しない者がした入札
- (4) 郵便、電報、電話及びファクシミリによる入札
- (5) 明らかに連合（談合）によると認められる入札
- (6) 虚偽の一般競争入札参加資格等確認申請書を提出した者がした入札
- (7) 入札書に記載された金額が入札金額見積内訳書の税抜合計額と異なる（1万円未満の端数処理と認められる場合を除く。）入札
- (8) 入札金額見積内訳書に不備のあった入札
- (9) 紙入札とした場合において、次に掲げる入札をした者がした入札
  - ア 入札者の押印のない入札書による入札
  - イ 記載事項を訂正した場合（金額の訂正は無効）においては、その個所に押印のない入札書による入札
  - ウ 押印された印影が明らかでない入札書による入札
  - エ 記載すべき事項の記入のない入札書又は記入した事項が明らかでない入札書による入札
  - オ 代理人で委任状を提出しない者がした入札
  - カ 他者の代理を兼ねた者がした入札
  - キ 2通以上の入札書を提出した者がした入札又は2以上の者の代理をした者がした入札
- (10) その他公告に示す事項に反した者がした入札

## 1 3 入札参加資格の有無の確認

開札後、落札候補者となった者は、参加資格確認に必要な資料を指示された日の翌日から起算して、2日以内に提出し、入札参加資格の有無の確認を受けなければならない。

## 1 4 入札参加資格の確認通知

- (1) 入札参加資格の確認結果は、電話及び通知書により連絡及び通知する。
- (2) 入札参加資格がある旨の確認通知には、契約保証金の納付について示す。
- (3) 入札参加資格がない旨の確認通知には、その理由を示す。

#### 1 5 契約の時期

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年3月19日条例第2号）の定めるところにより、議会の議決に付さなければならない契約については、建設工事請負仮契約書を取りかわし、町議会の議決後に本契約を締結する。

#### 1 6 契約保証金

- (1) 落札者は契約金額の100分の10以上（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げた金額）の契約保証金（入札保証金を納付したときは、その差額）を納付しなければならない。
- (2) 契約保証金の納付については、保証会社との間に小川町を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、その保険証券を提出した者は、免除する。
- (3) 契約保証金は、契約の履行後、契約者から請求書の提出を受けることにより、還付する。ただし、請負者がその責に帰すべき理由により契約上の義務を履行しないときの契約保証金は、町に帰属するものとする。

#### 1 7 支払条件

##### (1) 前金払

する。（その額は契約金額の40%以内とし、1万円未満の端数は切り捨てる。ただし、継続事業にあつては、その年割額の40%以内とする。）／しない。

##### (2) 中間前金払

する。（その額は契約金額の20%以内とし、1万円未満の端数は切り捨てる。ただし、継続事業にあつては、その年割額の20%以内とする。）／しない。

##### (3) 部分払

する。（回以内）／しない。

#### 1 8 その他

- (1) 落札者は、確認資料に記載した配置予定技術者を当該工事の現場に専任で配置する

こと。

- (2) 入札参加者は、入札後、この公告、設計図書等、現場等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

## 19 問い合わせ

- (1) 問い合わせ先
- (2) 電話番号



様式第2号（第6条関係 単体企業・経常建設工事共同企業体）

一般競争入札参加申請書

年 月 日

小川町長 あて

所在地  
商号又は名称  
代表者

印

下記工事の入札公告に示された内容を熟知した上で、入札参加を申請します。

記

- 1 公告年月日  
年 月 日
- 2 工事名
- 3 工事場所
- 4 連絡先
  - (1) 担当者所属・氏名
  - (2) 電話番号

様式第3号（第6条関係 特定建設工事共同企業体）

一般競争入札参加申請書

年 月 日

小川町長 あて

特定建設工事共同企業体の名称 \_\_\_\_\_

代表構成員	住 所	
	商号又は名称	
	代 表 者	印
構 成 員	住 所	
	商号又は名称	
	代 表 者	印

下記工事の共同請負のため、特定建設工事共同企業体を結成したので、入札公告に示された内容を熟知した上で、入札参加を申請します。

記

- 1 公告年月日  
年 月 日
- 2 工事名
- 3 工事場所
- 4 連絡先
  - (1) 商号又は名称
  - (2) 担当者所属・氏名
  - (3) 電話番号

様式第4号（第9条関係）

# 請 求 書

年 月 日

小川町長 あて

所 在 地  
商号又は名称  
代 表 者

印

（入札保証金／契約保証金）について、下記のとおり還付請求いたします。

記

1 金 \_\_\_\_\_ 円

2 振込先

\_\_\_\_\_ 銀行 \_\_\_\_\_ 支店

当座預金 / 普通預金

口座番号 \_\_\_\_\_

口座名義人 \_\_\_\_\_

（・債権者コード \_\_\_\_\_）

様式第5号（第16条関係）

落札候補者通知書

第 号  
年 月 日

様

小川町長

印

貴社が先に入札した下記工事について、貴社が落札候補者となりましたので、入札公告に示す一般競争入札参加資格等確認申請書に、一般競争入札参加資格等確認資料（及び特定建設工事共同企業体にあつては特定建設工事共同企業体協定書）を添えて、持参により提出してください。

記

公 告 日	年 月 日
開 札 日	年 月 日
工 事 名	
工 事 場 所	
提 出 期 限	年 月 日
提 出 先	小川町 課 担当 担当者 電話 (内線 )

様式第6号（第16条関係 単体企業・経常建設工事共同企業体）

一般競争入札参加資格等確認申請書

年 月 日

小川町長 あて

所在地  
商号又は名称  
代表者

印

下記工事の入札公告に示された一般競争入札参加資格確認資料等を添えて入札参加資格の確認を申請します。

なお、地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること及び記載事項が事実と相違ないことを誓約します。

記

- 1 公告年月日  
年 月 日
- 2 工事名
- 3 工事場所
- 4 連絡先
  - (1) 担当者所属・氏名
  - (2) 電話番号

様式第7号（第16条関係 特定建設工事共同企業体）

一般競争入札参加資格等確認申請書

年 月 日

小川町長 あて

特定建設工事共同企業体の名称 \_\_\_\_\_

代表構成員	住 所	
	商号又は名称	
	代 表 者	印
構 成 員	住 所	
	商号又は名称	
	代 表 者	印

下記工事の共同請負のため、特定建設工事共同企業体を結成したので、入札公告に示された一般競争入札参加資格等確認資料及び特定建設工事共同企業体協定書を添えて、入札参加資格の確認を申請します。

なお、各構成員とも地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること及び記載事項が事実と相違ないことを誓約します。

記

- 1 公告年月日 年 月 日
- 2 工事名
- 3 工事場所
- 4 連絡先
  - (1) 商号又は名称
  - (2) 担当者所属・氏名
  - (3) 電話番号

様式第8号（第16条関係 単体企業・経常建設工事共同企業体）

一般競争入札参加資格等確認資料

商号又は名称 \_\_\_\_\_

- 1 対象工事に対応する業種に係る発注標準額の業者区分（格付け）

- 2 対象工事に対応する許可業種に係る平成 年度経営事項審査の総合評定値

- 3 対象工事に対応する業種に係る最初の許可（登録）年月日

年	月	日	（許可／登録）
---	---	---	---------

- 4 建設業法に基づく許可を受けた営業所の主たる所在地

- 5 一定基準を満たす同種・類似工事の施工実績

工事名称等	工事名称		
	発注機関名		
	施工場所		
	契約金額		
	工期	年 月 ～ 年 月	年 月 ～ 年 月
	受注形態等	単体／共同企業体（出資比率 %）	単体／共同企業体（出資比率 %）
工事諸元等			

- ※1 過去 年間の同種・類似工事の施工実績について記入すること。  
 2 共同企業体による施工の場合は、出資比率 %以上の工事に限る。

6 当該工事に配置予定の技術者

技術者区分			
従事予定者名			
所属会社名			
生年月日 (年齢)			
最終学歴			
法令による免許 (取得年月日) (登録番号)			
現在の受持工事	工事名		
	施工場所		
	工期	年 月 ~ 年 月	年 月 ~ 年 月
	従事役職		
従事実績	工事名		
	発注機関名		
	施工場所		
	契約金額		
	工期	年 月 ~ 年 月	年 月 ~ 年 月
	従事役職		
実績	工事名		
	発注機関名		
	施工場所		
	契約金額		
	工期	年 月 ~ 年 月	年 月 ~ 年 月
	従事役職		

7 非該当要件の確認

下記事項に相違ないことを誓約します。

- (1) この案件の公告日から入札日までの期間に小川町指名停止等措置要綱及び小川町の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱に基づく指名停止措置を受けている者

該当 (しない/する)

- (2) 会社更生法 (平成14年法律154号) に基づく更正手続開始の申立てがされている者又は民事再生法 (平成11年法律225号) に基づく再生手続開始の申立てがなされている者。ただし、裁判所からの更正又は再生



手続開始の決定を受けているものを除く。

該当（しない／する）

◎契約保証金の減免に対する希望

希望（する／しない）

※この様式は例示であるので、参加資格に応じて、適宜、内容を変更して差し支えない。

様式第9号（第16条関係 特定建設工事共同企業体）  
 一般競争入札参加資格等確認資料

特定建設工事共同企業体の名称 \_\_\_\_\_

1 対象工事に対応する業種に係る発注標準額の業者区分（格付け）

	商号又は名称	格付け
代表構成員		
構成員		

2 対象工事に対応する業種に係る平成 年度経営事項審査の総合数値

	商号又は名称	総合評定値
代表構成員		
構成員		

3 対象工事に対応する業種にかかる最初の許可(登録)年月日

	商号又は名称	許可（登録）年月日
代表構成員		年 月 日（許可／登録）
構成員		年 月 日（許可／登録）

4 建設業法に基づく許可を受けた営業所所在地

	商号又は名称	所在地
代表構成員		
構成員		

5 一定基準を満たす同種・類似工事の施工実績

代表構成員の商号または名称			
工 事 名 称 等	工事名称		
	発注機関名		
	施工場所		
	契約金額		
	工期	年 月 ～ 年 月	年 月 ～ 年 月
	受注形態等	単体／共同企業体（出資比率 %）	単体／共同企業体（出資比率 %）
工 事 諸 元 等			

- ※1 過去 年間の同種・類似工事の施工実績について記入すること。  
 2 共同企業体による施工の場合は、出資比率 %以上の工事に限る。

6 当該工事に配置予定の技術者

技術者区分			
従事予定者名			
所属会社名			
生年月日（年齢）			
最終学歴			
法令による免許 （取得年月日） （登録番号）			
現在の受持工事	工事名		
	施工場所		
	工期	年 月 ～ 年 月	年 月 ～ 年 月
	従事役職		
従事実績	工事名		
	発注機関名		
	施工場所		
	契約金額		
	工期	年 月 ～ 年 月	年 月 ～ 年 月
	従事役職		
従事実績	工事名		
	発注機関名		
	施工場所		
	契約金額		
	工期	年 月 ～ 年 月	年 月 ～ 年 月
	従事役職		

7 非該当要件の確認

下記事項に相違ないことを誓約します。

- (1) この案件の公告日から入札日までの期間に小川町指名停止等措置要綱及び小川町の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱に基づく指名停止措置

を受けている者

該当（しない／する）

(2) 会社更生法（平成14年法律154号）に基づく更正手続開始の申立てがされている者又は民事再生法（平成11年法律225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者。ただし、裁判所からの更正又は再生手続開始の決定を受けているものを除く。

該当（しない／する）

◎契約保証金の減免に対する希望

希望（する／しない）

※この様式は例示であるので、参加資格に応じて、適宜、内容を変更して差し支えない。

様式第10号（第17条関係）

一般競争入札参加資格審査結果調書

工 事 名	
工 事 場 所	
開 札 日	
落 札 候 補 者	

【資格要件】

入札参加資格	適	否（理由： ）
資格者名簿への登載	適	否（理由： ）
経営事項審査	適	否（理由： ）
指名停止期間中でない	適	否（理由： ）
資格審査数値や格付	適	否（理由： ）
本店所在地	適	否（理由： ）
施工実績	適	否（理由： ）
配置予定技術者	適	否（理由： ）

【確認結果等】

上記のとおり落札候補者が 適格 ・ 不適格 であることを確認しました。

年 月 日

確認者 職・氏名

注1 審査項目は、適・否のいずれかに○印を付し、否の場合はその理由を記載すること。

2 必要のない審査項目は抹消し、必要に応じ適宜審査項目を追加する。

様式第 1 1 号 (第 1 8 条関係)

一般競争入札参加資格確認通知書

第 号  
年 月 日

様

小川町長 印

貴社が先に入札した下記工事について、貴社の入札参加資格を審査した結果、  
入札参加資格があると確認されたので通知します。

記

公 告 日	年 月 日
開 札 日	年 月 日
工 事 名	
工 事 場 所	
契約保証金の取扱い	免除 / 契約金額に 100 分の を納付すること。 (ただし、保険会社との間に小川町を被保険者とする履行 保険契約を締結した場合は、免除する。) (1) 納付方法  (2) 納付期限 年 月 日

様式第12号（第18条関係）

一般競争入札参加資格不適合通知書

第 号  
年 月 日

様

小川町長 印

貴社が先に入札した下記工事について、貴社の入札参加資格を審査した結果、入札参加資格を満たさないと確認されたので通知します。

記

公 告 日	年 月 日
開 札 日	年 月 日
工 事 名	
工 事 場 所	
入札参加資格を満たさないと認められた理由	

《不服の申出について》

入札参加資格を満たさないと認めた理由に不服のある場合は、当該理由について説明を求められますので、本通知を受け取った日の翌日から起算して5日（休日を除く。）以内に不服申出書を 課に提出してください。

様式第13号（第19条関係）

不服申出書

年 月 日

小川町長 あて

1 不服申出者

住 所	
商号又は名称	
代表者氏名	印
電話番号	
建設業許可番号	

2 不服申出の対象となる工事名

工 事 名	
-------	--

3 不服のある事項

4 3の主張の根拠となる事項



様式第14号（第19条関係）

第 号  
年 月 日

様

小川町長 印

回 答 書

年 月 日付けで不服申出があった件について、下記のとおり  
回答します。

記

1 不服申出の対象とされた工事名

工 事 名	
-------	--

2 不服のあった事項

3 2の主張の根拠とされた事項

4 回答内容